

第3回

除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止 に関する専門家検討会

平成25年1月15日(火)
16:00～18:00
共用第8会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1)報告書の骨子案について
 - (2)その他
- 3 閉会

資 料

- 資料1 開催要綱・参集者名簿
- 資料2 第2回検討会議事録(案)
- 資料3 処分場の施設要件と線量限度等(案)
- 資料4-1 放射線障害防止法及び原子炉等規制法における考え方(第90回放射線審議会資料90-3号。平成16年11月10日)
- 資料4-2 空气中浮遊粉じんの推定吸入摂取量と有効なマスクの使用について(第2回除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会資料3-3)
- 資料5-1 廃棄物焼却等作業におけるダイオキシン類ばく露防止のための呼吸用保護具の選択基準について(松村委員提出資料)
- 資料5-2 化学防護服及び放射性物質による汚染に対する防護服の概要(松村委員提出資料)
- 資料6 報告書の骨子案

除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会 開催要綱

1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）に汚染された廃棄物等の処分の業務については、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）が適用されることとされている。今後、除染等の進展に伴い、廃棄物等の中間処理や最終処分等の業務が行われる見込みとなっており、これらの業務に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討を行う必要がある。

このため、厚生労働省において、有識者の参集を求め、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の処分の業務に従事する労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討会を開催する。

2 検討項目

(1) 対象施設

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等を取り扱う以下の施設

- ア 焼却施設
- イ 破砕等施設（減容濃縮施設）
- ウ 中間貯蔵施設
- エ 遮断型埋立施設（最終処分施設）

(2) 放射線障害防止対策の検討

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等を焼却、破砕等（減容濃縮）、中間貯蔵、埋め立て等の業務における放射線障害防止対策

- ア 施設内の外部線量率、空气中濃度の限度
- イ 非密封の放射性物質の取扱方法
- ウ 施設の構造要件
- エ 容器の使用
- オ 保護具の使用
- カ 作業規程の作成
- キ 特別教育の実施
- ク 作業環境測定の実施
- ケ その他必要な事項

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密等を取り扱うなどの場合においては、非公開にすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

参集者（五十音順）

大迫 政浩	独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長
杉浦 紳之	独立行政法人放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター長
鈴木 俊二	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 担当部長
名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院 教授
松村 芳美	公益社団法人産業安全技術協会 参与
森 晃爾	産業医科大学 産業医実務研修センター長 教授
門馬 利行	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター 技術主幹

オブザーバー

東 利博	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策チーム 室長補佐
高橋 一彰	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室 室長補佐
南 政慶	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策チーム 課長補佐